

## 檜山北部3町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、檜山北部3町合併協議会規約第17条第2項の規定に基づき、檜山北部3町合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 協議会の会長、副会長、委員、監事及び規約第9条第4項の規定により会議に出席した者(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額3,000円とする。ただし、大成町、瀬棚町及び北檜山町の長、その他常勤職員並びに北海道職員から選任された委員(以下「関係町の長等」という。)については、これを支給しない。

### (費用弁償)

第3条 協議会委員等が、職務のため旅行したときは、北檜山町の例により一般職員の旅費に相当する額を弁償するものとする。ただし、関係町の長等が協議会の会議に出席した場合については、これを支給しないものとする。

### (委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この規程は平成16年4月1日から施行する。